

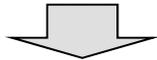
7. 養育費の確保策

養育費相談支援センター事業

目指すべき方向

- 養育費の取決め率の増
- 養育費の受給率の増

	(母子家庭)	(父子家庭)
養育費取決め率：	約38%	約18%
養育費受給率：	約20%	約4%
	(平成23年度全国母子世帯等調査)	



- ひとり親家庭の生活の安定
- ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長

養育費相談支援センター設置の趣旨

- 夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保をサポートする相談機関の確保を図る。
- 国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

《養育費の相談支援の仕組み》



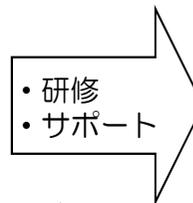
養育費相談支援センター (委託先：(社)家庭問題情報センター)

- 養育費に係る各種手続について分かりやすい情報提供
→ホームページへの掲載、パンフレットの作成
- 地方公共団体等において養育費相談にあたる人材の養成のための研修会の実施
- 母子家庭等就業・自立支援センター等に対する支援
(困難事例への支援)
- 母子家庭等に対する電話・メールによる相談



母子家庭等就業・自立支援センター

- リーフレット等による情報提供
- 養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整等の支援
- 母子家庭等への講習会の開催



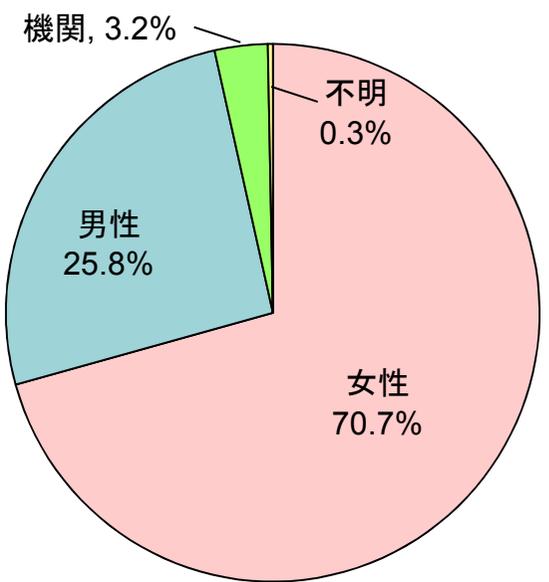
養育費相談支援センター 電話相談：0120-965-419(携帯電話、PHS以外)、03-3980-4108

[相談時間：平日(水曜日を除く) 10:00~20:00 水曜日12:00~22:00 土・祝日 10:00~18:00]

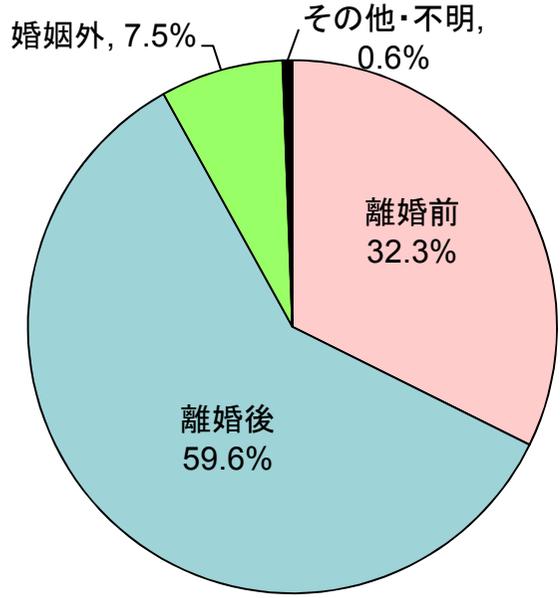
養育費相談支援センターにおける相談実績等(H26.4~H27.3)

相談

相談者別内訳 (N=6,161)



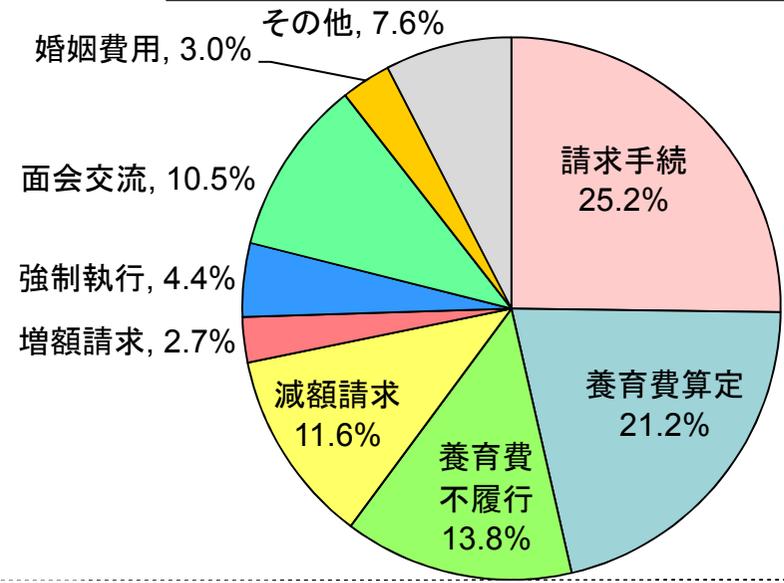
相談時期内訳 (N=6,161)



研修

- 母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子・父子自立支援員を対象とした全国研修会の実施(2月、9月)
- 地方公共団体の行う研修に対する研修講師の派遣等(H26.4~H27.3) 83か所

相談内容内訳 (N=7,363) ※複数選択有



面会交流支援事業

【事業内容】

- 平成23年6月に公布された民法改正法で協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の面会交流が明示された。
 - 面会交流が子の健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであることなどから、母子家庭等就業・自立支援センター事業において、継続的な面会交流の支援を行う。
 - 具体的には、面会交流の取り決めがあり父母間で合意がある原則として児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある者を対象に、面会交流の支援を行うための活動費の補助を行う。
- ※母子家庭等対策総合支援事業「母子家庭等就業・自立支援センター事業」の中のメニューとして平成24年度より実施

【沿革】平成24年度創設

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

【27年度予算額】母子家庭等対策総合支援事業（74億円）の内数



円滑な面会交流に向けた支援

取り決めのある面会交流の日程調整、場所の斡旋、アドバイスなど



事業実施主体：

都道府県・指定都市・中核市

（母子家庭等就業・自立支援センター）

※母子・父子福祉団体、NPO法人等に委託可



（公益社団法人）

家庭問題情報センター 等